

令和元年度 出会い創出支援事業
出会い創出支援事業企画及び運営業務
プロポーザル要領

伊豆の国市

1 趣旨

伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に当たり実施した市民アンケートにおいて、18歳～49歳の若い独身男女の8割が結婚を希望しているにもかかわらず、実際にはその大半が異性と出会う機会が少ないと感じていることが分かった。

そのため、出会いの機会を求める独身男女のために、結婚を最終目標とした出会いの機会を創出する事業を実施し、未婚化や晩婚化の解消を図ることを目的に実施するもの。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和元年度 出会い創出支援事業

(2) 業務名

出会い創出支援事業企画及び運營業務

(3) 業務内容

「令和元年度 出会い創出支援事業 出会い創出支援事業企画及び運營業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月19日まで

(5) 委託上限金額

750,000円(税込)

※消費税を10%とした金額です。

(6) 支払方法

業務完了後の一括払い

3 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加する者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 伊豆の国市指名停止等措置要綱(平成18年伊豆の国市訓令第14号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(4) 伊豆の国市暴力団排除条例(平成24年伊豆の国市条例第10号)第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) 仕様書に合致した企画を確実に実施できる者であること。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは以下のとおりです。

なお、選定結果等についての問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

項目	日時	注意事項
参加申込開始日	令和元年8月22日(火)	参加申込書(様式第1号)、質問票(様式第2号)により、電子メール等で提出してください。 口頭での質疑応答は行いません。
質問受付期限	令和元年9月5日(木)	
質問回答期限	令和元年9月12日(木)	質問者に対し、随時、電子メールで回答します。 またホームページで公表します。
企画提案書等の提出期限	令和元年9月25日(水) 午後5時必着	持参又は郵送により提出してください。
書類選考結果通知	令和元年10月2日(水) (予定)	書類選考に参加したすべての事業者 に通知します。
契約締結	令和元年10月中旬(予定)	

5 提出書類等

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号) 1部
 - (2) 公募型プロポーザル参加届出書(様式第3号) 1部
 - (3) 企画提案書(様式任意) 6部(正本1部、副本5部)
 - (4) 業務経歴書(様式第4号) 6部(正本1部、副本5部)
 - (5) 本業務の実施体制(様式第5号) 6部(正本1部、副本5部)
 - (6) 仕様書 6部(正本1部、副本5部)
 - (7) 見積書(税込)(様式任意) 6部(正本1部、副本5部)
 - (8) 会社概要がわかる資料(様式任意、既存のパンフレット・会社案内等も可) 1部
- ※見積書には代表者印を押印し、内訳書を添付すること。正本のみ押印し、副本は写しとする。
- ※提出書類等の副本については、社名の分からないようにすること。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成してください。

※企画提案については、2(5)に示す委託金額の範囲内で、提案してください。

※専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現で記載してください。

(1) 書式等

- ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 散在しないような形で綴ってください。

(2) 記載項目

- ① 自由企画提案について
- ② 業務工程について

7 書類選考について

(1) 実施方法等

提出された企画提案書等の書類について、プロポーザル審査表（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定します。

(2) 書類選考の結果について

企画提案をいただいたすべての事業者に、選考結果を文書で通知します。

選考は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせや選考結果に対する異議申立ては受理しません。

8 失格事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出すべき書類に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が委託金額の上限を超える場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記事項に定めるものほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が不適切であると認めた場合

9 その他留意事項

- (1) この企画提案に参加する費用は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出期限後の書類の修正又は変更は、一切認めません。
- (3) 提案された実施体制の変更は、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 受注者は、提案された業務工程を基に本市と協議を行い、決定した業務工程に基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、発注者がこの選考結果の報告等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は、返却いたしません。
- (7) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (8) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届を提出するものとします。
- (9) 企画提案書や見積書の作成等に必要な本市に関する資料は、政策推進課が提供し

ます。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表できないものとします。
(10) 本市の入札参加資格を有しない場合、本業務の契約締結時に、国税、県税及び市税を滞納していないことを証する書類を提出するものとします。

10 提出・問い合わせ（事務局）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市市長戦略部政策推進課

電 話 055-948-1413（直通）

メール seisaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

担 当 江間